

16 文企広第 185-1 号  
平成 16 年 7 月 7 日

文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会  
会長 内山 忠明 様

文京区長 煙 山 力

平成 16 年度諮問第 2 号

文京区における個人情報保護条例の改正について（諮問）

今日の高度情報通信社会において電子計算技術の発展とその利用は、社会生活の様々な面に大きな変化をもたらしていますが、大量の情報の集積、移転、加工が極めて容易であるというその性質上、漏えい、不正利用の危険性がきわめて大きく、また一旦侵害されると被害の回復が事実上困難であることから、個人情報の保護が大きな問題となっています。

こうした状況に因應するため、国は、個人情報の保護に関する法律を基本法として、行政機関における個人情報の保護に関する法律など関連する 5 法律を整備しました。特に個人情報の保護に関する法律では、地方公共団体や事業者に対して、より適切な個人情報保護対策を実施することを求めています。

文京区においても、電子計算組織の利用の進展や外部委託等業務が多様化しているなかで、個人情報の保護が重要な課題となっており、個人情報保護条例について、関係法律との整合性を図り、個人情報を取りまく社会状況の変化に対応した条例とすることにより、個人情報保護制度の拡充を図っていかねばなりません。

そこで文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙「個人情報保護条例の見直し事項」について審議会のご意見を承りたく、諮問いたします。